

# 美浜発電所の状況



今回の報告では、4月19日から5月17日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

第179回町原子力環境安全監視委員会を開催

4月30日に、町役場で第179回町原子力環境安全監視委員会を開催しました。

今回の委員会では、原子力規制庁に原子力発電所の新規制基準案について、また、関西電力(株)に美浜発電所の安全対策の実施状況等について説明を求めました。

原子力規制庁から説明を受けた委員からは、

**問1** 新規制基準の全てを満たすことが、再稼働の条件になるのか。

**問2** 新規制基準では、活断層評価の対象年数を、これまでの12・13万年前以降で断定できないものは40万年前までに遡るとしているが、その妥当性が分からない。

**答1** 要求項目を一つでも満たされないと、認可されない。特定安全施設については、5年間の適用猶予が考慮される。

**答2** 地震は、数十年から数千年で繰り返して発生している。記録が残っている地震は、千数百年程度であり、その不確実なところを、40万年という長い年月で確実に評価する。

第25回定期検査中  
(平成23年5月14日)

## 美浜3号機

第27回定期検査中  
(平成23年12月18日)

## 美浜2号機

第25回定期検査中  
(平成22年11月24日)

## 美浜1号機

その後、関西電力(株)から説明を受け、委員からは、

**問1** 運転開始から40年を超える原子力発電所に課せられる特別点検の中に、原子炉容器の母材や溶接部の点検とあるが、検査することは可能なのか。

等の意見が出され、この質問に対し、関西電力(株)は、

**答1** 原子炉容器の溶接部の点検はこれまでからも実施している。母材については、検査に時間を要するが、欠陥の有無を確認することは可能である。

と答えました。

また、それらの説明終了後、町から先般開催された第182回福井県原子力環境安全管理協議会の報告と、去る3月29日に県が策定した「原子力発電所近接5km圏の住民避難計画」について説明を行いました。

委員からは、

**問1** 県が策定した計画によると、通報連絡は全て県の指示と記載されているが、県の要請を待たないと避難できないのか。

**問2** 福井県内の避難先は指定されているが、県外はどうなっているのか。

等の意見が出され、町からは、  
**答1** 先に国から指示があれば、県の要請を待つことなく、町長の権限で避難を指示する。

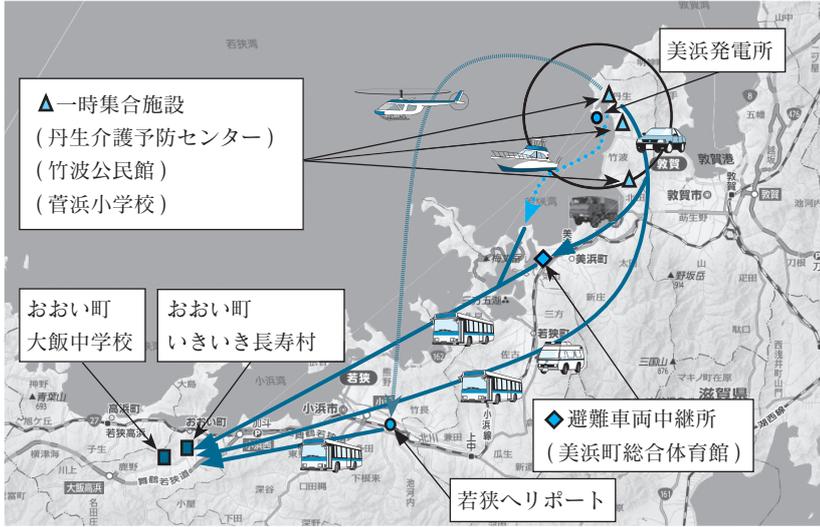
**答2** 福島事故後、被災自治体では、町民が県内外に分散し、安否確認が速やかにできず、また、県や町の情報をしっかりと伝達できない状況となった。その反省から、県内同一の市町にすべきと考えており、昨年の避難に関する暫定計画の中で「おい町」とした。現在、福井県では県外を含めて広域での避難箇所確保に向けて調整中と聞けが、本町としては、おい町以外についても、あくまで、県内で避難先を確保したいと考えている。

と答えました。  
本委員会では、今後も国の安全規制の動向や防災対策、また、美浜発電所の安全対策等を適宜確認していきます。



↑原子力発電所の新規制基準案を説明する森田地域原子力安全統括管理官

住民避難訓練ルート図(美浜町)



6月16日(日)に福井県原子力防災訓練を実施します  
先月号でもお知らせしましたが、6月16日に、平成25年度福井県原子力防災訓練を実施することが決定しました。今回は、福島事故を教訓に、県が3月29日に策定した「原子力発電所近接5km圏の住民避難計画(下枠参照)」の検証を主眼として実施する訓練内容についてお知らせします。

今回の訓練は、若狭湾沖で地震が発生し、関西電力(株)美浜3号機において、全交流電源喪失及び原子炉への注水不能により、全面緊急事態に至ったという想定で行います。

(主な訓練内容)

- 原子力発電所近接5km圏の住民避難計画に基づく住民避難訓練
  - 国や県、防災機関等との通信連絡訓練
  - 防災行政無線・音声告知放送・ケーブルテレビ等による広報訓練
  - 可搬型モニタリングポストの設置等による緊急時モニタリング訓練
  - 事業者による発電所の事故対応・復旧訓練等
- 訓練当日は、防災行政無線や音声告知放送等による訓練広報、また、住民避難による車両の通行や、船舶の航行、ヘリコプターが上空を飛行しますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

「原子力発電所近接5km圏の住民避難計画」を策定

県では、原子力災害のリスクや万一の際の損害の可能性等を考慮し、原子力発電所に近接する地域の防災対策を最優先として、本年3月29日に5km圏の住民避難計画を策定しました。

■ 緊急事態区分と町の措置

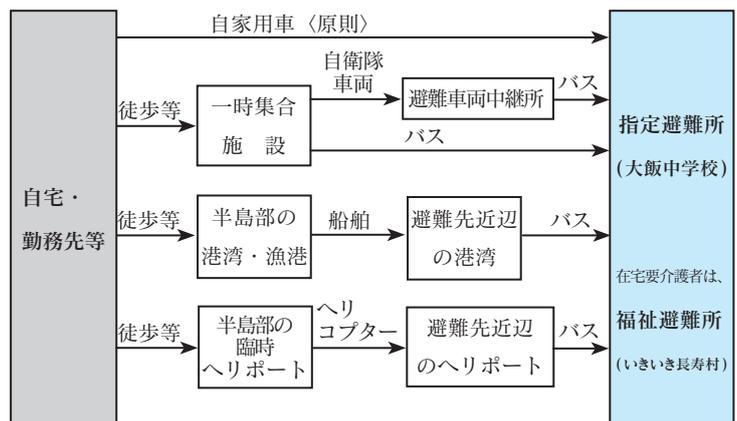
対象となる住民(本町では丹生・菅浜・竹波)には、下表の基準により避難指示等を発令します。

| 緊急事態区分             | 事象の内容                             | 町の措置                            |
|--------------------|-----------------------------------|---------------------------------|
| 警戒事態<br>(第1段階)     | ・ 県内で震度6弱以上の地震発生<br>・ 重要施設の故障発生 等 | ・ 災害時要援護者に対し、避難準備を指示            |
| 施設敷地緊急事態<br>(第2段階) | ・ 原子炉冷却材漏えい<br>・ 全交流電源喪失(5分以上) 等  | ・ 災害時要援護者避難<br>・ 対象地区住民に避難準備を指示 |
| 全面緊急事態<br>(第3段階)   | ・ 原子炉停止機能全喪失<br>・ 原子炉冷却の全ての機能喪失 等 | ・ 対象地区住民に避難指示                   |

■ 住民の避難手段

避難は、県や町をはじめ、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の防災機関が一体となり、陸・海・空路あらゆる搬送手段により、迅速且つ、確実に住民の避難を行うこととしています。

なお、今後も防災機関とともに、具体的な運用等の調整を継続し実効性のある計画としていきます。  
※本計画は、町のホームページに掲載していますのでご覧ください。





平成 24 年度

## 美浜町のごみ排出量を報告します (1t以下は四捨五入)

### 可燃ごみ

▶ 2,906 t

※前年度と比較すると 10t の減量となりました。



#### ● 過去 5 年間の推移

| 年度 | 排出量     | 前年比   |
|----|---------|-------|
| 19 | 2,941 t | —     |
| 20 | 2,956 t | +15 t |
| 21 | 2,912 t | -44 t |
| 22 | 2,933 t | +21 t |
| 23 | 2,916 t | -17 t |
| 24 | 2,906 t | -10 t |

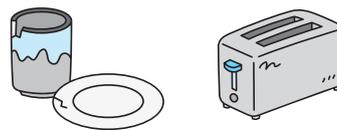
### 不燃ごみ・不燃粗大ごみ

#### ● 過去 5 年間の推移

| 年度 | 排出量   | 前年比   |
|----|-------|-------|
| 19 | 320 t | —     |
| 20 | 297 t | -23 t |
| 21 | 288 t | - 9 t |
| 22 | 303 t | +15 t |
| 23 | 269 t | -34 t |
| 24 | 253 t | -16 t |

▶ 253 t

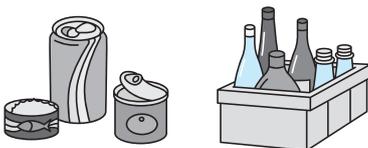
※前年度と比較すると 16t の減量となりました。



### 資源ごみ (缶・ビン・ペットボトル・白色トレイ)

▶ 116 t

※前年度と比較すると 7t の減量となりました。



#### ● 過去 5 年間の推移

| 年度 | 排出量   | 前年比  |
|----|-------|------|
| 19 | 140 t | —    |
| 20 | 138 t | -2 t |
| 21 | 131 t | -7 t |
| 22 | 132 t | +1 t |
| 23 | 125 t | -7 t |
| 24 | 116 t | -9 t |

3R運動にご協力ください

平成24年度は、可燃・不燃・資源ごみのすべてにおいて減量化を達成することができました。さらに、すべての項目で排出量が過去5年間で最も低い数値になりました。

ごみを減らすためには3つの“R”が重要です。そのRとは

- ・ Recycle (再利用)
- ・ Reuse (再使用)
- ・ Reduce (減らす)

です。

毎日の生活の中で、「まだ使えるかな?」「何かに使えないかな?」「本当に必要な?」ということを意識していただき、できる限りごみを出さない生活を心がけてください。

平成25年度も引き続きごみの減量化を達成することができるよう、町民の皆さんのご協力をお願いします。

※お問い合わせ先

町住民環境課(担当・田村)

☎ 32-6703

